2　施行日前に次の表の第一欄に掲げる法令の規定により年金福祉施設等運営受託者が年金福祉施設等について同表の第二欄に掲げる者に対してした同表の第三欄に掲げる届出又は報告は、それぞれ、同表の第四欄に掲げる法令の規定により機構が当該年金福祉施設等について同表の第五欄に掲げる者に対してした同表の第六欄に掲げる通知、届出又は報告とみなす。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄	第六欄
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項	都道府県知事	指定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十四条第二項	都道府県知事	指定
医療法第十五条第三項	都道府県知事	届出	施行令第十八条において読み替えて準用する医療法施行令第一条の規定により読み替えられた医療法第十五条第三項	厚生労働大臣	通知
文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第九十三条第一項において準用する同法第九十二条第一項	文化庁長官	届出	文化財保護法第九十三条第一項において準用する同法第九十二条第一項	文化庁長官	届出
高圧ガス保安法第五条第二項、第十条第四項、第二十七条の二第一項、第十九条第二項、第二十条第一項、第二十四条第一項、第二十七条第一項、第二十九条第一項、第三十条第一項、第三十二条第一項及び第三十三条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第六十五条の三第一項（同法第二十七条の四第一項において準用する場合を含む。）又は第九十五条第一項	都道府県知事	届出	高圧ガス保安法第五条第二項、第十条第四項、第二十七条の二第一項、第十九条第二項、第二十条第一項、第二十四条第一項、第二十七条第一項、第二十九条第一項、第三十条第一項、第三十二条第一項及び第三十三条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第六十五条の三第一項（同法第二十七条の四第一項において準用する場合を含む。）又は第九十五条第一項	都道府県知事	届出
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第六十一条の五第一項又は第二項	原子力規制委員会	届出	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第六十一条の五第一項又は第二項	原子力規制委員会	届出

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第三条の二第一項、第三条の三第一項、第十条第一項、第二十一条第一項若しくは第五項、第二十二条第一項若しくは第三項又は第三十四条第二項	原子力規制委員会	届出	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第三条の二第一項、第三条の三第一項、第十条第一項若しくは第五項、第二十一条第一項若しくは第三項又は第三十四条第二項	原子力規制委員会	届出
下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第十一条の二第一項又は第十二条の三第一項	公共下水道管理者	届出	下水道法第十一条の二第一項又は第十二条の三第一項	公共下水道管理者	届出
道路交通法第七十四条の三第五項	都道府県公安委員会	届出	道路交通法第七十四条の三第五項	都道府県公安委員会	届出
電気事業法第四十二条第一項若しくは第二項又は第四十三条第三項	経済産業大臣	届出	電気事業法第四十二条第一項若しくは第二項又は第四十三条第三項	経済産業大臣	届出
介護保険法第百十五条の三十二第二項	厚生労働大臣又は都道府県知事	届出	介護保険法第百十五条の三十二第二項	厚生労働大臣又は都道府県知事	届出
介護保険法第百十五条の三十五第一項	都道府県知事	報告	介護保険法第百十五条の三十五第一項	都道府県知事	報告
健康増進法第二十条第一項	都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長）	届出	健康増進法第二十条第一項	都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長）	届出
医療法施行令第四条の二第一項	都道府県知事	届出	施行令第十八条において読み替えて準用する医療法施行令第四条の五の規定により読み替えられた同令第四条の二第一項	厚生労働大臣	通知
道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第十三条第一項	都道府県公安委員会	届出	道路交通法施行令第十三条第一項	都道府県公安委員会	届出